

近代「国民国家」と差別

黒川 みどり

要約

近年における「国民国家」論研究の盛行は、近代「国民国家」の抑圧性・矛盾をもつとも端的に映し出した存在として部落差別をも照射し、近代国家形成期の差別のありようや部落改善運動・水平運動の見直しを可能にした。さらには、都市史研究の成果を摂取しながら、都市下層社会における部落問題をめぐって、新たに多様な研究を生みだしてきた。しかしそれらは一面で、ともすれば「眼差し」という局面でのみ部落問題をとらえがちであったり、「近代」に創出された都市一般との共通性を見ようとする傾向を強く持っており、「眼差し」に還元しきれない要因や農村部の問題は視野から抜け落ちる。それらはたしかにこれまでの部落問題研究にはなかった新たな視点を提供し、また部落問題の特殊性ではなく近代「国民国家」が普遍的に孕む矛盾の局面を浮かび上がらせたが、その一方で、「統合」の側面のみが強調される傾向をまぬがれておらず、したがって部落問題の固有性を見定めつつ、解放への道筋を切り開くという点での問題をもっているのではなからうか。

一

日本近代史においても「国民国家」を分析概念とする

研究は盛行しており、多くの成果を生みだしている。それらは、近代化のプロセスにみられる諸事象が実は「国家統合」「国民統合」のための措置であることを暴き出し、さらにはこれまで「反近代的」と見なされてきた思想・

行為までもが、実は「国民化」のバージョンにすぎぬことを明るみに出してきた。

ここではまず、その概念を日本近代史研究に積極的に導入してきた西川長夫、ならびにそれにジェンダーという概念を加えて「女性の国民化」を論じている上野千鶴子らによりつつ、そうした「国民国家」論研究の起こってきた背景、ならびにその意図するところについて簡単に整理すると、以下のようなだろう。

西川自身が明らかにしているように、それらの「国民国家」論は、「国民とはイメージとして心に描かれた^{イメージ・ポリティカル・コミュニティ}想像の政治共同体である」というベネディクト・アンダーソンの定義（『想像の共同体——ナショナルリズムの起源と流行』（白石隆・白石さやか訳、一九八七年、一七頁）に依拠しながら、「国民国家」を「宿命」として受けとめるのではなく「のり越えられるべき歴史的産物」としてその克服の方法の模索を行おうとするものである。そこでは、「国民国家には国家統合のためのさまざまな措置（議会、政府、軍隊、警察、等々といった支配・抑圧措置から家族、学校、ジャーナリズム、宗教、等々といったイデオロギー措置までを含む）が必要であると同時に、国民統合のための強力なイデオロギーが不可欠である」とされ、そもそも「国民国家の成立は多くの場合、旧制

度との断絶（革命）を必要とするが、この革命はつねにある種の復古を伴うもの」であり、また「国民国家による解放は抑圧を、平等は格差を、統合は排除を、普遍的な原理（文明）は個別的な主張（文化）を伴うというように、国民国家は本来矛盾的な存在である、その矛盾的な性格を発展のダイナミズムの根源としている」との認識を前提としている（西川「序 日本型国民国家の形成——比較史的視点から」・西川長夫・松宮秀治編『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』一九九五年、四〇七頁）。

このような分析視角が脚光を浴びるに至った背景には、いうまでもなく一九八〇年代に直面した巨大な国家の崩壊という事態があり、肥大化した国家によって「市民社会」は自律性を喪失し、社会領域の「国家化」が進行してきたという認識が存在していた（上野千鶴子『ジェンダーとナショナルリズム』一九九八年、二二〇三頁）。

西川ら日本の研究者によってこの分析概念が用いられるようになるのは、一九九〇年代に入ってからのものであるが、それ以後の研究動向の詳細については、阿部恒久の整理にゆずり（『明治国家の性格——近代国家か国民国家か』・『別冊歴史読本 日本史研究最前線』二〇〇〇年六月）、ここでは以下に、部落問題を中心とする差別問

題と「国民国家」論との関わり限定して論じることには
したい。

二

前述したように、「国民国家」論においては、「国民国家」による解放は抑圧を、平等は格差を、統合は排除を「伴うと見なされ、したがって普遍的と考えられてきた「人権」概念も、実は差別と排除の論理を内包しており、その点について、西川に拠りつつ上野は次のように指摘する。

たとえば、たまたま「人権 *les droits de l'homme et du citoyen*」は、文字どおり「男 *homme*」および「市民 *citoyen*」の「権利」のことにほかならなかった。この「男」と「市民」から、女性と労働者は排除されていた、その「権利」を享受するには、「文明化 *civiliser*」された「公民」であることが必要とされたのである。

そして、「境界の再定義」をめぐって、つねに「二流市民」たちのあいだでは誰から先に「文明化」されるべきかをめぐっての争いがあった」という（上野前掲書、二六―二七頁）。

このように位置づけられるとき、近代における差別問題は、まさに「国民国家」の抑圧性・矛盾を最も端的に映し出す存在であった。

そうして、そのような視角を最もストレートに投じて、近代「国民国家」が新たに作り出したものとしての差別を論じたのが、今西一の近年における一連の研究であるといえよう。今西はまさに「国民国家」形成期に光を当て、被差別部落民・「乞食」などの被差別民、山家、漂白民、女性などが「文明のへまなざし」によって激しい「異化」と排除を受けるようになったことを描き出した（『近代日本の差別と性文化——文明開化と民衆世界』一九九七年）。さらに彼は、「近代日本の地域社会と部落差別」（『部落解放』第四七〇号、二〇〇〇年六月）において、江戸時代の町村共同体がもっていた「扶養機能」に着目し、近代になってそれが解体されたことが、そうした人びとへの「へまなざし」を差別排外的なものへと転換させることになったという側面を強調している。また、現段階では問題提起にとどまっているが、芝居や相撲などの芸能が、近代天皇制を軸に「聖なるもの」と「賤なるもの」に再編されて、それらが本来「周縁民衆のもつエネルギー」と断絶されていったところに、近代になって差別を激化させた要因があるとも述べている。

また今西は、一九九八年八月の第四回全国部落史研究交流会においても、まさに「近代日本の国民国家と部落問題」と題する報告を行っており、そこでは「国民国家」が作り出した「国民史」（ナショナル・ヒストリー）としての「部落史」を生んだ代表格として喜田貞吉と高橋貞樹を採り上げ、両者の「部落史」がともに、「万世一系の天皇制」に対して「万世一系の部落」としての「連続説」に立っている点で、「実証主義」とマルクス主義が共犯関係にあるとしてその問題性を指摘する。すなわちそれも、「国民国家」を前提として作られた「虚偽イデオロギー」であることを示そうとするものにほかならない（全国部落史研究交流会編『へ部落史研究3』部落民衆・国民国家論と水平運動』一九九九年）。

喜田の部落史研究が、「良民」と「賤民」の差は「境遇上のみの問題」であり可変的なものであることをいわんとするものであったことは、すでに鹿野政直が明らかにしているところであるが（『近代日本の民間学』一九八三年）、そのような当時にあつての喜田の画期的試みすらも、「近代国民国家のなかで、どのように差別の「分割線」を引かれ、捉えられていったか」（同前、八二頁）という被差別者に対する視点を有しているか否かという物差しで見ると、やはり「連続説」として捨象されてし

まうことになるのであろう。

ひろたまさきも、〈近代日本思想体系〉『差別の諸相』（一九九〇年）、『差別の視線——近代日本の意識構造』（一九九八年）の著書、そして論文「差別は近代の産物」（『部落解放』第四七〇号）などをつうじて、「近代」と差別の関わりを追究してきたひとりである。とりわけ『差別の諸相』については、すでに多くの人びとから高い評価が与えられているが、やはりそれが刊行された一九九〇年という時点で、近代社会の成立期に焦点を当て、近代社会が内包している種々の差別を、「近代」とそれが生み出す「文明」をキー概念として配置して見せたことは画期的であり、その後の近代差別史研究の急速な進展の道標となったことはうたがいない。

ひろたの場合には、前掲『差別の視線』のカバーや帯には「国民国家」という語が用いられ、また同書所収の「三 「日本文化論」の陥穽」においては、近代国民国家が国家への帰属意識を求める手段として「日本文化」を提供すると記されているが、その本の本文も含めてひろたが差別を論じる際には、自ら「国民国家」という語が用いられることはほとんどなく、むしろ先に述べたように「近代」とそれが生み出した「文明」こそが差別を論じるにあつてのキー概念となっている。しかもひろ

たの場合には、「近代」のとらえ方は両義的であり、そのことは、「差別は近代社会において、救いようのない残酷な形態をつくりだしたと思います。しかしまた、近代社会は、そうした近代そのものの弊害を克服する道をも用意しているのではないのでしょうか」（前掲「差別は近代の産物」二三頁）と平易なことばで語っていることに端的に示されている。むしろその場合の力点は、「近代」こそが差別を生みだすのではないか、その「平等」こそが曲者くせものではないか（ヘインタヴュー）「差別の視線と歴史学（聞き手・成田龍一）・前掲『差別の視線』二二三頁」と語る、まさにその側面の方にあるにはちがいないのだが、他方で「おそらく人々のたたかいがやがては差別のない人類世界を創造することになるが（私はその未来に賭けるが）、それは近代の生んだ普遍的な自由平等観念を棹こしとしたり、近代社会のもつ固有の差別の根源をたち切り克服することによって果たされることであろう」（前掲『差別の視線』七五頁）と述べるように、「人間平等」観念」のもつ可能性にも期待が託されるのである。

なお、今西・ひろたの研究はいずれも「国民国家」形成期を主たる対象にすえているが、それは、「近代」が新たに差別を生む、ないしは近世よりも激化させることを強調するものである以上、その時期に光をあてるのは当

然であつたといえよう。

ちなみに、「国民国家」という視角にもとづくものではないが、近年、近世史研究者の畑中敏之が、「近代における身分（制）というものが「遺制」ではなくて体制的なものである」（『部落史』の終わり）一九九五年、一五頁）として近世と近代の非連続性を主張するのも、一面でそれらと通底する要素をもつていよう。

「国民国家」という分析視角は、近代国家成立期のみならず、部落改善運動から水平運動の時期にも用いられる。すでにその成果は、関口寛「改善運動と水平運動の論理的連関」（『部落問題研究』第一四七号、一九九九年五月）・同「初期水平運動における「政治文化」——奈良県・大正小学校差別糾弾闘争を手がかりに」（前掲『部落史研究3』・部落民衆・国民国家論と水平運動）となつて現れており、関口はまず前者において、従来のように「水平社の創立を新思想の影響によつて引き起こされた改善運動との断絶という位相において捉えるのではなく」（七六頁）、改善運動・水平運動ともに「文明化の担い手としての自己像を創出することで差別に対抗しようとする」文化運動であり、その違いは「社会的平等を達成するための戦略」にあるに過ぎない（九二頁）との見解を打ち出す。後者の論文では次いで、改善運動の段階

から新たに「政治性」を付与されたと位置づけられる水平運動の「政治文化」に着目して、一九二二年五月に起こった大正小学校差別糾弾闘争の「予審調書」にもとづきながらその言動の詳細な分析を行い、その結果、水平社創立の意義を、「それ以前においては社会的に放置され、抑圧され、政治的な問題として位置づけられてこなかった日常における差別的言辞を、すぐれて政治的な問題として位置づけ抗議の対象としていった」点に求める。そうして「そこにおいて生じたのは日常生活における政治の偏在という事態であり、新たな形態の社会闘争の開始であった」が、それは「支配文化のもとに抑圧されてきた下層民衆を代表し表象する政治文化システム」の形成を意味するものであったからこそ、社会秩序を一変しうるほどの強度を発揮しえたのだと述べる（六二頁）。すなわち関口の研究は、従来運動史的・思想史的發展段階からその異同がとらえられてきた改善運動と水平運動の両者について、それを政治文化論という新しい枠組みに置き直すことによって、共通点と差異を浮き彫りにしたという意味をもっていよう。

三

「国民国家」という分析概念の導入は、また一方で、「文明化」ゆえに排除されたものとしての都市下層社会への視線を導き、都市下層社会の一環を形づくっている被差別部落にも、おのずと研究者の目がむけられることとなった。

「国民国家」という枠組みがどれだけ自覚化されているかということをおくならば、都市下層社会と被差別部落について論じた研究は、一定の蓄積をもっている。それらの論点を私なりに整理すると、以下のようになる。

まず第一は、「都市支配」すなわち監視と抑圧の対象としての下層社会という位置づけを与えていることである。原田敬一『近代都市史研究』（一九九七年）の「第五章 都市史支配と下層社会」「第七章 治安・衛生・貧民」が主にそのテーマについて論じた箇所であるが、原田は、大阪の場合における貧民・刑余者・囚人のクリアランスに着目し、「衛生を前面にしつつ、本音は治安であり（中略）、「近代都市」への飛躍は「良民」のために病氣と暴動の危険性を徹底的に排除することから着手され、均質

化した清潔な都市空間に「中等人」社会を築くのである」(二二九頁)と述べる。「均質化した清潔な都市空間」という理解は、成田龍一の「一般的に都市は、空間として存在し、その空間は一方で均一性をつくり出す」(五頁)という前提のもとに、そうした「均一的・均質的空間の形成の契機」としての衛生(一六頁)に着目し、公衆衛生の開始と衛生観念の形成が「不潔」なもの排除へと向かわせたという理解と重なり合っている(1 近代都市と民衆」・成田編〈近代日本の軌跡9〉『都市と民衆』一九九三年、一五頁)。そうしてさらに原田は、クリアランスから、貧民を含む定住的民衆の組織化にあたって監視システムとしての衛生組合(一八八〇年代)が果たした機能に注目し、それがその後の「予選体制」を準備していったことを明らかにする。

第二には、「良民社会」との分割という観点に立つものであり、その契機としてコレラ騒動・「衛生」が位置づけられる。その分割の時期がほぼ一八九〇年前後(明治二〇年代)という点は、研究者の間に一定のコンセンサスが得られており、安保則夫『ミナト神戸コレラ・ペスト・スラム——社会的差別形成史の研究——』(一九八九年)、同「近代化・都市化と部落問題」(全国部落史研究交流会編『部落史研究1』多様な被差別民の世界』一九九七年)

などは、コレラをめぐる防疫戦の先鋭化を契機として「貧民部落」から被差別部落への社会の側の視点の移動を以て下のように説明する。「まずは市中に散在する「不潔箇所」が、次いで病毒の温床とみられる「貧民部落」(スラム)が攻撃の対象として捕捉されていったが、さらにその眼差しの下に被差別部落が可視化され、最重点攻撃目標に組み入れられていった。そして、こうしていったん被差別部落が「不潔箇所」のリストのなかに加えられるや、今度は逆に、部落に対する差別が前面に押し出される形で、部落の存在そのものが悪疫、悪徳、貧困、犯罪、等々を象徴するものとして、およそ部落にまつわる表象に結びつきうるものであれば何であれ、次々と差別と攻撃、市外放逐の対象に加えられるのであったのである」(安保前掲「近代化・都市化と部落問題」五二頁)。

これらの研究は、一九八〇年代以後急速に進展をみた都市史研究の豊穡な蓄積をふまえて、部落問題研究の視点をより複合的で豊かなものとすることに大きく寄与したといえよう。しかし一方で、たとえば実際に原田が、「都市における排他性、差別性を視野に入れてはいるが、「部落史」そのものを解明しようとしたものではなく、都市下層社会史にとどまっている」(原田前掲書、二二二頁)との留保を付していることに明らかなように、それ

らの研究のなかには部落問題に対する関心が希薄であり、都市下層社会一般に解消されえない部落問題の固有性を十分に把握しているとはいえない場合もまみられる。一例を挙げるならば、先にあげた都市下層社会における被差別部落の可視化の問題にしても、「衛生」という価値基準による「眼差し」からのみとらえてすぎているきらいはないだろうか。それ以外の、部落にむけられた視線や排除する民衆の意識などの要因を考えないと、スラムとの違いが浮かび上がってこないものであり、部落問題の独自性をとらえ損なうことになりかねないのではなかろうか。

そこで論点となるのは、被差別部落がいかに「可視化」されていくかということであろう。友常勉は、民衆の国家に対する客分意識からの脱却を目的とする「臣民化——国民統合」のための衛生政策による逸脱者としての烙印の対象が「貧民部落」であったとし、それは一八九〇年に内務省報告における「公用語」となるが、そこに被差別部落ははいる場合も落ちる場合もあるという（『明治期の衛生政策と東京の被差別部落』（上）（下）・『解放研究』第八・九号、一九九五年三月、一九九六年三月、引用は（下）八九頁）。その上で次いで「貧民部落」と、主として日露戦後から被差別部落にたいして多用されるよ

うになる「特殊部落」を分かつ要素、すなわち「衛生」では一元化しえない側面にも言及していく。友常によれば、「特殊部落」という言辞は、近世期から継承されてきた「種姓的観念」が明治期の「文明——野蛮」の観念の昂揚とともに編制されつつ、より暴力的な言辞として直接的にエリートから民衆に投げかけられるようになったものであり、「社会ダーウィニズムはその観念の合理化に供した」と説明される（同上（下）八九頁）。

「貧民部落」一般と被差別部落の境界がどこに見いだされたのかという点は、部落問題を考察するに当たり重要な論点であり、この点については、改めて都市史研究のレベルにおいても、近世の「えた」「非人」集落と「貧民部落」との断絶と連続の問題として論点を形づくっている。原田は、松方デフレ以後の没落者・浮浪者の大量流入により、一八八七年頃以後、用語も近世の「非人」から「乞食」（＝無職業者に対して使用された、貧民一般の用語）へと変わり、近世の「非人」認識から近代の「貧民」観へと変化していったとして「近世非人制度との断絶」を強調する（一四九頁）。

また、京都府を対象に研究を進めてきた小林丈広は、実態と為政者の視線の二重構造を指摘する。すなわち、行政側は、防疫行政においては被差別部落への差別観拡

大に荷担する一方で、「一般地区」と被差別部落を同様に「貧民部落」（「貧民」「窮民」）として扱うという二面性を持つており、結局、そうであるにもかかわらず実態としては、「旧慣の存続」が行われた、すなわち「非人系部落」ですらもが、一般貧困者と同程度の生活を営みながら、一般貧困地域へと解消することなく、隔絶して存在している「状況にあつたという（明治期、コレラの流行と被差別部落——京都府下の事例を中心として」・『京都部落史研究所紀要』第七号、一九八七年三月、三〇頁）。さらに小林は、「貧民部落」から旧「えた」村への視点の移動について、都市部では、コレラ騒動などの時期には貧民問題の方が「問題」として優先しており、一九〇〇年代になって「貧民部落」の市外追放によりそれが縮小し、しだいに市部に編入されていない旧「えた村」へと視点が広がっていったという。そうして旧「えた村」にそれ以外の地域もあわせて「特殊部落」視されるようになるのであり、「したがって、「新平民」が旧「えた」などに対する呼称であることは間違いないが、「特殊部落」は「新平民」とは異なる概念であり、その対象にも異同が見られる」とする（『日本の近代化と部落問題の形成——衛生問題を通して』・前掲『多様な被差別民の世界』一四八頁）。

安保も、「貧民部落」の被差別部落への「押しつけ」による「良民社会」の「聖なる空間」の創出という観点から、「ミナト神戸において実施された現実のスラム対策の展開を跡づけると、貧民困い込み政策」から貧民追放政策へと段階を踏んでいくなかで、最終的には、「貧民部落」（スラム）を被差別部落に押しつけていく政策がとられることになった」と述べる（前掲『近代化・都市化と部落問題』五五頁）。

これらは、実態としての「貧民部落」と被差別部落の、混住しえない隔絶した関係のありようを描き出しているのであり（ただし非人系部落の場合は検討の余地が残されよう）、その一方で、行政側の認識としては「貧民部落」に包摂されるものであったことを指摘している。

次いで論点となるのが、先の友常の指摘にも見られたように、一九〇〇年代における「貧民部落」から「特殊部落」への視点の移動である。安保は、「異質な差異」「特殊な属性」が付与され、部落の実態の、それへのすべての流し込みが行われたとして次のように述べる。「新川スラムの形成にかかわった差別政策の足跡はいまや完全にかき消され、「貧民窟」における犯罪と悪徳の元凶はもっぱらその性質「残酷」なる「特殊部落、新平民」にあるものとされたのであった。（中略）そこに可視化＝対象化

されて浮かび上がった被差別部落は、それ以前からいわれてきたような「旧穢多村」や「新平民村」ではなく、まさに「特殊部落」という言葉で語るのが最もふさわしいものとなっている、ということである。いいかえるならば、その差別的眼差しは「特殊部落」という言葉を得ることによって、自らが見出したものを最も適切に表現する方法を獲得したわけである。(中略)だが、こうして眼差しが言葉を獲得して、両者が一体化すると、その眼差しもまた、特定の対象から解放される。その眼差しの下に捉えられた具体的な光景が、例えば住人の貧窮や不潔な生活であれ、窃盗や賭博、売春などの犯罪・悪徳であれ、あるいは粗末な服装や粗野な言葉使いであれ、「良民社会」にとって異質な差異があるとみられたものはない。んであれ、「特殊部落」民に固有の、彼らの「特殊な属性」から逆に説明が加えられることになる」(前掲『ミナト神戸コレラ・ペスト・スラム』二七二頁)。

一方小林は、「貧民部落」としての認識のなかから被差別部落の〈発見〉があったとし、前述の旧「えた村」への視点の移動と併せて、一九〇二年の京都府による「貧民部落」調査を例に、郡部における「貧民部落」への旧「えた村」のあてはめが行われていったとする。すなわち「調査者自身が違和感を表明しながら、「貧民部落」に

似て非なる社会問題の存在に否応なく気づいていく過程」、「これは、内部における変化と、外側からの関心の変化とがあいまって、「特殊部落」という新しい概念へと関心が収斂していく過程でもあった」という(前掲「日本の近代化と部落問題の形成」六八頁)。

これら都市を舞台にしたアプローチに共通するのは、まず社会の視線が「貧民部落」という対象を経由することによって部落問題へとむかうという指摘である。しかしながら、それはいわゆる農村部落の場合には必ずしもあてはまらない。にもかかわらず、野口道彦が、「これま

で、呼称の変化は、「旧穢多非人、新平民」↓「特殊部落」↓「細民部落」という流れで考えるのが定説であった。しかし、これには大きな見落としがあった。「貧民部落」と表現する時期があったにもかかわらず、それがもつ重要性が見落とされてきた」(『部落問題のパラダイム転換』二〇〇〇年、六二頁)というのは、農村部を視野に入らずして都市の場合のみを普遍化した議論といわねばならない。ここに採り上げた成果も、いずれも神戸・京都・東京などの都市の場合であり、被差別部落の大部分を占める農村部においては、被差別部落と下層の人びととの居住地域を「貧民部落」という概念で一括してとらえられるような状況はほとんど現出しておらず、したがって

「貧民部落」という呼称もほとんど用いられることはなかったと考えられる。私はむしろ、大多数の被差別部落では、あくまで下層民衆と「同化」することなく厳然と区別してとらえられ差別されてきたことこそが重要であると考えている。

そうした呼称の変化の問題は事実在即して検討されねばならないが、少なくとも都市の場合から部落問題にアプローチしようとする近年の傾向は、「近代」に創出された都市一般と共通する要素を重視するのか否かという論点とも密接に関わつていよう。私はむしろ、部落問題を封建遺制としてとらえようとするつもりはなく、近代社会に厳然と存在し、かつ今日にいたるまで存続してきたのは、近代社会それ自体が部落差別を温存する要因を有していたからにほかならないと考える。しかしながら「近代」において作られた側面を強調するあまり、被差別部落の大部分を占める農村部の場合が軽視されては、部落問題の全体像が十全たりえないであろう。

そうした「近代」を問題にする姿勢は、必ずしも「国民国家」という分析概念が自覚されているとはいえないまでも、社会学の領域にも見られる。一九九六年より『講座差別の社会学』（弘文堂）が刊行され、同時期刊行の『岩波講座現代社会学』でもその第一五巻が、「差別と共生の

社会学」（一九九六年）となっている。すなわち「差別と共生」をキー概念として「差異」性を打ち出しそれを承認した上でそれとの共生可能な文化的多元主義を提唱するものである。また歴史学でもこのところ、在日朝鮮人や被差別部落民、アイヌや沖縄の人びと、障害者・病者、そして女性などのマイノリティに論及した研究が増えていくが、それらは、一九七〇年代に入って高度経済成長が終焉を迎え、公害問題や社会の管理化の進行などが生み出した矛盾が明るみに出されるなかで、しだいに「近代」のもつ普遍性を問い直すことから、人権へと人びとの関心がむかうようになったことと共通している。すなわち、それらの研究と「国民国家」論は、「近代」の普遍性に対する懐疑という点で、問題意識において少なからず共鳴しあう側面をもっていると考えられる。

四

「国民国家」論研究は、部落差別は封建遺制でも日本的近代の特殊性ゆえに温存されたものでもない、「国民国家」が普遍的に孕んでいる矛盾の産物であるという側面に光をあてるものであり、それはおのずと、部落差別と他の差別との共通性に対する視点を呼び起こすこととも

なろう。また「国民国家」論はたしかに、われわれが解放のよすがとしてきたものをも含めてそれらが統合のための措置として作られ、機能してきたものであることを暴き出し、またこれまで見えてこなかった部落差別に関わる矛盾の多様な面を明るみに出した。しかし、それらがしよせん近代「国民国家」によってつくられたものであるということは理解しえたとしても、そこから直ちに具体的に克服すべき道筋が見えてくるわけではない。

阿部恒久は、「国民国家」論の意義と問題点」と称して、「国民国家」論の視座に立つことにより、「人民」「階級」のみならず「国民」全体を分析対象に押し上げたことを評価するとともに、他方で、たとえば「自由民権運動を「国民国家」形成の措置として読み解くあまり、「統合」への抵抗の契機、可能性を無視する」結果になっている点を指摘し、「統合されながらも、統合されない部分を少しずつ獲得してきた」のであり、「そのせめぎあいのなかで獲得してきた面を明らかにしなければ、近代の歴史過程は理解できない」と述べるが（前掲「明治国家の性格」一四三頁）、私も部落史研究に関して同様の感をもつ。実はそれはまた、次のような部落問題の現在のありようとも通底していかないだろうか。すなわち部落問題は解決したとはいえないまでも、かつてのように問題がき

わめて先鋭かつ顕著に現れており、資本主義か封建遺制かというような論争を経ながらも、打倒すべき対象を明確にもつていた状況とは、今日大きく異なっている。そのような転換を迎えている現在、そのことは部落問題の歴史についてもそのような戦略とは距離をおいて位置づけられるようになりつつあり、そのような克服すべき道筋を性急に求めない態度が、これまで見てきたような「国民国家」論によるむき合い方と親和する面をもつのではなからうか。むしろ、前述したように「国民国家」論は、多様な矛盾の側面を明らかにすることに大きく寄与したことを認めつつ、他方において部落問題のもつ固有性を浮かび上がらせ、当面の部落問題解決にむけての展望につなげるべきではないかというのが、私の現在思いを強くするところである。